

第3号議案 定款中一部変更の件

1. 変更の趣旨

監査体制の一層の充実を図るとともに、監査役が法令に定める員数を欠くに至る場合に備えるため、監査役の員数を4名以内から5名以内に変更するものであります。

コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、役員中2名以上4名以内は総代の中から選任する旨の定款規定を削除するものであります。

上記変更に伴い、条数の繰り上げを行うなど、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款中、一部を次のとおり変更するものであります。

定 款 変 更 案

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第7条(基金の償却の方法) 1. <条文省略> 2. <条文省略> 3. 前各項に定める方法によるほか、総代会の決議により第41条の剰余金処分において、基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。	第7条(基金の償却の方法) 1. <現行どおり> 2. <現行どおり> 3. 前各項に定める方法によるほか、総代会の決議により第 <u>39</u> 条の剰余金処分において、基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。
第26条(取締役および監査役の員数) 当会社に次の役員を置く。 取締役 15名以内 監査役 4名以内	第26条(取締役および監査役の員数) 当会社に次の役員を置く。 取締役 15名以内 監査役 <u>5</u> 名以内
第28条(総代からの役員の選任) 1. 役員中4名以内は、総代の中から選任するものとする。 2. 総代の中から選任された役員は、その就任後も総代を兼ねるものとする。	<u><削除></u>
第29条 <条文省略>	第 <u>28</u> 条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条（取締役および監査役の補欠選任） 取締役または監査役に欠員が生じても、法定の員数を欠かないときは、その補欠選任を行わないことができる。 ただし、総代の中から選任された役員が2名未満となったときは、定時総代会において選任を行って2名以上にしなければならない。</p> <p>第31条 ゝ <条文省略></p> <p>第44条</p>	<p><削除></p> <p>第29条 ゝ <現行どおり></p> <p>第42条</p>